

1 基本方針改定の趣旨

平成20年10月に策定しました「上田市人権施策基本方針」は、平成18年3月6日の合併前の旧市町村の施策等を踏まえて策定したものです。この基本方針には、「人権施策基本計画」が定められており、計画期間を平成24年度までの5か年とし、人権施策を総合的に進めてきました。

一方、市教育委員会では、平成21年3月に「上田市人権同和教育の基本方針」を策定し、これに基づき学校、職場、地域、家庭における人権同和教育と啓発を進めてきました。

また、平成22年2月には、長野県において県人権政策審議会の答申に沿った「長野県人権政策推進基本方針」が策定されました。この基本方針は、長野県の人権施策推進の柱として、県下各市町村の人権施策と連携しながら取組まれています。

平成24年度に行った「人権に関する市民意識調査報告書」では、人権に関心のある市民の割合は高い反面、若年層の関心が低く、女性、高齢者、障害者、外国人などに対する差別・偏見のほか、部落差別など差別意識が残っている現実が明らかになっています。

このようなことから、上田市人権施策基本方針及び上田市人権同和教育の基本方針の見直しを行い、両方針を一本化して人権施策の全般にわたる基本的な考え方や方向性を示す「上田市人権施策基本方針(第一次改訂)」を策定しました。

修正内容

○整理して分かり易くしたほうが良い。(前回意見)

人権施策に関する上田市の経過、長野県の経過、更に24年度に行った市民意識調査結果により人権施策の必要性から、二つの方針を見直して今回の改訂を行うことを趣旨とした。
(下線部を追加し、「人権を取り巻く状況」の記述は削除し、意識調査の結果から現状の説明を追加した。)